

## 第22期第11回北海道連合海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月21日（月）14時00分
- 2 開催場所 札幌市中央区北1条西6丁目  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 白鳥
- 3 出席委員 会長 工藤 幸博  
副会長 川崎 一好 濱野 勝男  
委員 岩田 廣美 大澤 晃弘 福原 正純  
横内 武久 今 隆 藤森 康澄  
三宅 博哉 原口 聖二 瀧波 憲二
- 4 欠席委員 阿部 国雄 須永 忠幸 高松 美津枝
- 5 議事録署名委員 三宅 博哉 福原 正純
- 6 議長 会長 工藤 幸博11回
- 7 事務局 事務局長 加藤 勇  
主任 斉藤 聡 主事 西田 策紀
- 8 臨席者  
水産林務部 水産局長 近藤 将基  
水産局水産振興課 課長補佐（環境保全） 池田 聖治
- 9 傍聴者  
石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 林 恒之  
檜山海区漁業調整委員会 事務局長 日光 隆満  
渡島海区漁業調整委員会 事務局長 北 弘由樹

胆振海区漁業調整委員会	事務局長	濱谷 仁
日高海区漁業調整委員会	事務局長	佐々木真琴
釧路十勝海区漁業調整委員会	事務局長	佐々木義信
〃	主任	山方 達也
根室海区漁業調整委員会	事務局長	松浦 謙二
網走海区漁業調整委員会	事務局長	渡邊 修司
留萌海区漁業調整委員会	事務局長	三上 征己
檜山振興局産業振興部水産課	水産課長	佐々木剛生

## 10 議題

議案第1号 北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示（案）について

## 11 協議事項

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について

## 12 議事の顛末

事務局長

ただ今から、第22期第11回北海道連合海区漁業調整委員会を開催いたします。  
開会にあたり、工藤会長からご挨拶を申し上げます。

工藤会長

委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、何かとお忙しいところ、委員会にご出席をいただき、心から感謝申し上げます。

また、本日は公務ご多忙の中、北海道水産林務部の方々に、ご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年は梅雨明けの7月中頃から、全国的に猛暑となり、朝日新聞によりますと、気象庁のデータでも平均気温25.96度と観測史上最も高かったとのことであり、異常気象の影響か、今年も各地で豪雨が発生し、河川が氾濫するなど、被害も出ているところでもあります。北海道でも暑い日が続いておりますが、本道周辺の海でも、表面水温が上昇してきており、海洋熱波も観測されていることから、今後の影響などを注視しているところでもあります。

また、全道の浜では夏漁が本番を迎えております。スルメイカやサンマの来遊予想は依然厳しいところですが、ウニやコンブの水揚げが順調に行われており、今後に期待しているところでもあります。

さらに来月 17 日には、道東の厚岸町で豊かな海づくり大会が、天皇皇后両陛下をお迎えして開催されます。北海道での開催は昭和 60 年以來 2 度目となりますが、盛大に開催され「豊かな海の恵みを守り、次世代につなげる」本道漁業者の思いを知ってもらう機会となることをお祈りしております。

さて、本日の議案であります。毎年、当委員会で発動しております「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示」に関する審議のほか、令和 6 年度の全漁調連中央要請に向けた、当連合海区の提案事項などに関しまして、協議していただきますので、委員の皆様には、円滑なご審議をお願い申し上げまして、開催の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

#### 事務局長

次に、本日、ご臨席いただいております、北海道水産林務部、近藤水産局長から、ご挨拶をいただきます。

#### 近藤水産局長

ただ今ご紹介いただきました、北海道水産林務部水産局長の近藤でございます。北海道連合海区漁業調整委員会の開催にあたりまして一言挨拶申し上げます。

工藤会長をはじめ委員の皆様方には、日頃から道行政、とりわけ水産行政の推進に当たり、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

会長からもありましたが、本日の審議案件にも関連するトドによる漁業被害ですが、近年、減少傾向にあるものの、依然として、全道で 7 億円を超える被害が発生しており、重大な問題と認識しております。この対策として行われていますトドの採捕につきましては、水産庁が定めた「トド管理基本方針」等に基づき、示される採捕数を上限に行われておりますが、現行の方針が令和 5 年度までとなっておりますことから、水産庁では、新たな管理基本方針の策定に向けて、学識経験者などで組織される「トド管理検討会」を設置し、現行の管理基本方針の評価や新たな方針での管理目標の検討などが進められております。こうした中、水産庁では、その検討状況について、漁業者や漁業関係者に説明し意見を聴取するため、明日から全道 5 カ所で、現地説明会を開催することとなっ

ております。その説明会では、トド管理検討会の委員も出席するなど、浜の実情を訴える良い機会となっておりますので、多くの方々の参加をお願いしたいと思います。

本日は、「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示について」をご審議いただくこととなっておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、浜が活気づく秋漁を迎え、海洋の気温など気になるところではございますが、今後の漁に期待が高まるところであります。くれぐれも海難事故等には留意され、豊漁となりますことをご祈念申し上げて、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

## 事務局長

近藤水産局長、ありがとうございました。

続きまして、本日、ご臨席を頂いております関係機関の皆様をご紹介します。

(臨席者紹介)

以上で臨席者のご紹介を終わります。

それでは、この後の議事進行は、工藤会長にお願いします。会長、よろしくお願いします。

## 工藤会長

それでは、初めに出席人数の報告をします。本日は、阿部委員、須永委員、高松委員が所用のため欠席しており、結果、委員定数 15 名中、12 名の出席をいただいておりますので、委員会は成立します。

次に、議事録署名委員ですが、委員会規程第 6 条により、私から指名させていただきます。三宅委員と福原委員にお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。

議案第 1 号の「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示(案)について」を上程します。

初めに、被害状況や防止対策をはじめ、採捕数量の情報管理などを担当しています水産林務部から、現在の状況や、国から示された採捕可能頭数などの説明をお願いし、最後に事務局より、今年の「委員会指示(案)」の内容について説明をいたしますので、

全ての説明が終わってから、各委員からのご質問、ご意見等を頂戴しますので、よろしくをお願いします。

それでは、最初に水産林務部から説明をお願いします。

#### 池田課長補佐

水産振興課でトド対策を担当している池田です。資料に基づきまして、トドによる漁業被害、トドの採捕並びに委員会指示に係る要請などについてご説明をさせていただきます。着座して説明をさせていただきます。まず資料の2-1をご覧くださいと思います。上の表は、振興局ごとのトドによる漁業被害額の推移をまとめたものです。被害の額につきましては、2013年度、平成25年度に約20億円近くの被害がありましたが、近年は減少傾向にありまして、2022年度、令和4年度は暫定値ではありますが、留萌をはじめ後志、渡島、根室で昨年を上回った一方、その他の地域では昨年を下回り、本道全体では約7億9000万円の被害となっております。次に漁業被害の内訳とトドの採捕数について下の表でまとめております。漁具の被害を直接被害として、棒グラフの青で、漁獲物の食害や漁具損傷による休漁などといった間接的被害を棒グラフの黄色で表示しております。2022年度、令和4年度の青の直接被害が約2億8000万円。黄色の間接被害が5億8100万円で、近年の中では比較的低位に推移しておりますが、間接被害が昨年と比べますと、増加となっております。また、トドの採捕数は、赤の折れ線グラフで示しております。2022年、令和4年9月から、2023年、令和5年6月までの間で採捕限度枠を591頭に対し、採捕頭数が440頭となっております。2ページ目をご覧くださいと思います。2ページ目は月別の採捕状況となっております。令和4年トド年度におきましては、1月から3月に、採捕のピークを迎え、この3カ月間で採捕数全体の3分の2に当たる291頭の採捕となっております。次に資料2-2をご覧ください。令和5年度におけるトドの採捕に関する連合海区委員会への要請文となっております。トド採捕数の最高限度を591頭としております。これは、水産庁の通知に基づく内容ですので、次の2ページをご覧ください。この水産庁の通知では、トドの採捕数については、平成26年8月に策定したトド管理基本方針等に基づき、管理されているとあります。3ページ目以降に水産庁のトド管理基本方針を載せておりますが、要点といたしましては、4ページをご覧ください。4ページ目の真ん中あたりに3基本的考え方の(1)として、トドの絶滅の危険性がない範囲内で、トドによる被害を最小化することを目標とすること。また、4管理の目標として、平成26年度方針策定から10年後となる令和6年度に来遊個体群の個体数が、現在の60%となるまで減少させることとしておりま

す。また、5 ページ目の管理の目標に基づく採捕数の設定（2）の②では、前年度のクォーターの未消化分があった場合には、75 頭を限度に翌年度に繰り越すことができることとなっております。これらを踏まえまして、戻って2 ページ目を見ていただきたいのですが、令和4年度のクォーターの未消化分が151頭であるため、繰越上限の75頭を加え、令和5年度は、宗谷海区から青森県西部海区までが576頭、根室海区が15頭で合わせて591頭が採捕可能頭数として水産庁から示されています。なお、591頭には青森県分も含まれておりますが、これは青森県が採捕できなかった場合、591頭すべてが北海道の採捕枠となるということで、水産庁通知の上限、591頭をそのまま北海道分とさせていただきます。これにつきましては、昨年度も同様の考え方となっております。なお、水産林務部としては、当委員会指示の発出に伴い、適切な採捕頭数の管理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

#### 工藤会長

ありがとうございました。次に、事務局から「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示（案）について」を説明させます。

#### 事務局長

とどの委員会指示（案）の説明の前に、資料2－3の関係につきまして、説明をさせていただきます。例年でありますと、水産研究・教育機構の磯野主任研究員から、トドの来遊状況についてご説明いただいているところありますが、本日は他の会議に出席するご予定があるため欠席されております。事前にトド来遊状況に関する資料をいただいておりますので、事務局の方から説明をさせていただきたいと思っております。それでは資料2－3をご覧ください。トド来遊状況として、令和4年度有害生物事業で得られた成果についてお伝えいたします。スライドの1枚目に有害生物事業の参画機関及び事業内容を左側に示しております。この事業の内容のうち、とど来遊状況調査結果として、①航空機目視調査（沿岸）及び②来遊動向分析についてご紹介させていただきます。まず、航空機目視調査は、来遊盛期であります2月から3月、北海道日本海側の沿岸域において実施しております。

上陸・遊泳個体の目視観察のほか、大きな群れを発見した場合は写真撮影も行っております。来遊動向分析は、北海道が集計しています「海獣類漁業被害実態調査資料」を

用いまして、漁業者によるトド目視状況の把握を目的としております。漁業者によるトド目視数を指標値化し、年代・地理区別にその増減を観察しております。

スライド2及び3枚目、令和4年度の航空機調査結果を示しております。今年3月に調査を行い、遊泳790頭、上陸277頭を確認しました。右側の地図に示したとおり、発見が多く得られたのは宗谷弁天島、天売・焼尻、留萌北部、そして雄冬付近であり、道央海域より北側に偏った分布が見られました。写真でお示ししたのは、発見数が比較的多かった群れの様子です。また、過去の調査結果を裏面のスライド3に示しております。左上から右下に向かって古い調査結果となり、上陸・遊泳に分けて示してあります。平成25年度頃の特徴としては、分布の中心は石狩湾であり、渡島半島においても多くの発見がありました。平成28年度頃からは、宗谷弁天島において多く発見されました一方、渡島半島における発見は減少し、分布の中心は北へと移動しました。また、平成28年度から令和元年度は積丹半島北側でまとまった数が確認されましたが、令和2年度以降は減少し、再び雄冬付近へ集中する傾向が見られています。さらに、令和3年度は天売・焼尻及び留萌で多くの発見が得られていることも近年の特徴となっており、雄冬以北において来遊が集中している状況となっております。

スライド4枚目になりますが、来遊動向分析として、漁業者による目視状況の変化について紹介いたします。漁業者目視数を指標値化し、地理、年代区別に集計した後、地図上に色付けしました。結果をAからCの図に示しました。トドの目撃が多い地区ほど濃い茶色で示してあります。渡島半島の変化について見ると、AからCに移行する中で徐々に色が薄まり、目視の指標値が広い範囲で減少しています。宗谷の変化について見ると、AからBに移行する中で色が濃くなり、Cも継続しています。つまり、航空機目視調査同様、渡島半島での目撃が減少し、分布が北側に偏った変化がみられており、10年強という短い期間においても刻々とトドの来遊状況が変化している様子を示しております。このように来遊状況が変化した要因として、駆除頻度の変化、そしてニシン等の餌生物の資源量・出現時期などを考えております。海の様子も大きく変化しているため、駆除、そして餌生物を含めたトドの周辺情報について、時期的・地理的な特徴の詳細を把握しながら、その関連性について明らかにしたいと考えております。トドの来遊状況の説明は以上となります。

それでは次に、本年度の「トドの採捕に係る委員会指示（案）」につきまして、ご説明させていただきます。

先ほど、水産振興課の方からも、説明がありましたが、この委員会指示は、道からの要請に基づき、トドの被害防止を図る目的などから、毎年、発動しているものであります。

委員会指示の内容につきましては、昨年度から、変わっているところがありませんので、簡単に説明させていただきます。

はじめに、資料1－3、A4版横の「委員会指示の対照表」をごらん願います。下線を引いたカ所が変更カ所となりますが、ごらんのとおりに委員会指示の発動日、採捕の期間、指示の有効期間の年度の変更以外は、昨年と同じ内容となっております。委員会指示の発動日については、当委員会決定されたのち、事務決裁を行いまして、その決定日が入ることになります。

この内容を反映しました本年度の委員会指示の全文については、資料1－1となりますので、ご覧いただきたいと思っております。この委員会指示本文のうち一部について、説明させていただきます。初めに、2ページの第15の取扱要領の規定をご覧願います。承認の取扱は、「とど採捕承認事務取扱要領」に定めるとされております。このため、1ページの第6の規定の承認数の制限では、とどの採捕の承認数の最高限度を別に定めるとしてあります。2ページの第8の採捕数の制限につきましても、とどの採捕数の最高限度を別に定めるとしてあります。

それでは、とど採捕承認取扱要領をご覧いただきたいと思っておりますが、始めに資料1－4、A4版横の「とど採捕承認事務取扱要領対照表」をご覧ください。第6採捕数の制限ですが、今年とは昨年と同じく、591頭となっております。その他は、年月日の変更となっております。

続きまして、資料1－2の「とど採捕承認事務取扱要領」の本文をご覧願います。委員会指示第6の承認数の最高限度は、取扱要領の2ページ目の第5で定めておりまして、承認数は、昨年度と同じ111件となっております。なお、昨年度の承認実績は97件となっております。また、委員会指示の第8の採捕頭数につきましては、取扱要領第6に、北海道から要請のあったとおりに、591頭となっております。

最後に、資料1－2の取扱要領3ページ以降に申請書等の様式を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、トドの採捕にかかる委員会指示（案）の説明を終わります。

工藤会長



はい。一通りの説明が終わりましたので、これより、委員の皆様から、ご意見、ご質問をいただきたいと思えます。なお、議事録作成の都合により、発言される委員におかれましては、事務局がマイクをお渡ししますので、マイクを使用して発言をしていただくようお願い申し上げます。それでは、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、ご意見等はないようなので、原案のとおり委員会指示を発動することで決定して、よろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

委 員

はい、ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます。続きまして、協議事項に移ります。

「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」説明させていただきます。資料は3-1及び3-2となります。

この要望につきましては、毎年、全国の各海区委員会が要望提案を行い、ブロックごとに要望事項を取りまとめ、所属するブロック会議で協議したのち、全漁調連に提案し、その後、全漁調連の理事会などに諮られ、総会の議決を経て最終決定されております。

その後、全漁調連の役員により、関係省庁などへ要請を行っておりますが、今年につきましては7月11日に関係省庁への要請が実施されたところであります。

また、北海道は東日本ブロックに所属しておりますが、今年の東日本ブロック会議は、事務局の静岡海区が開催に向けた調整を行っており、11月に静岡県での開催が予定されております。

それでは、要望事項の案につきまして説明させていただきます。

資料3-1は東日本ブロック会議の事務局指定の様式となっており、要望に至った経緯と要望内容を記載しておりますが、この場での説明につきましては、資料3-2の参考資料を見ながら、説明させていただきます。

それでは、資料3-2をご覧くださいと思います。左が、今年、中央要請した要望項目となり、二重線の下線部分が、昨年要望した当委員会の要望が反映された箇所となっております。右の欄は、今回、提案する令和6年度要望の案となっておりますのでご覧願います。朱書き部分は昨年の要望内容から変更になっているカ所であります。

まず、一つ目は、クロマグロ資源の適正利用についてであります。今年については、マグロの資源管理を協議するWCPFCの年次会合が12月に開催予定で、まだ開催されておりましたが、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠された場合の国内配分については、沿岸漁業に配慮した枠配分とするよう昨年に引き続き要望するものであります。また、提案の後段部分につきましても、継続要望となりますが、資源管理の取組に対応した直接補填などの支援制度の拡充を要望するものであります。

二つ目は、公海におけるサンマ等の資源管理措置についてであります。こちらは、低迷が続いている我が国周辺海域のサンマ資源に影響を及ぼしていると考えられる公海における外国船のサンマの漁獲について、資源評価に見合う漁獲規制を、要望するものであります。

今年3月に札幌で行われました国際会合で、各国の国別漁獲枠の設定については合意にいたっておりませんが、今後、早急に実効性のある資源管理措置が行われるよう、我が国の強い指導力を引き続き発揮するよう、昨年に引き続き要請するものであります。

三つ目は、沿岸資源の適正な利用についてであります。国は改正漁業法に基づきまして、TAC管理を基本としたところではありますが、個別魚種のTAC設定には高い精度の資源評価が必要なほか、沿岸漁業は多種多様な漁法で漁獲しており、数量管理には馴染まないことなど、本道漁業者等の理解が得られていない状況にあります。

このことから、新たな資源管理の取り組みについては、研究機関等の指導のもと関係漁業者が連携して実施している、自主的な資源管理の取組や意向を尊重し、本道漁業の実情を踏まえた資源管理が行われるよう要望するものであります。また、スケトウダラをはじめとするTAC魚種の資源評価や将来予測において、資源調査方法の見直しなど、改善と充実を図り、精度を高めるよう要望するものであります。

さらに、新たなTAC対象魚種の設定にあたっては、最善の科学を用いて資源評価や将来予測の精度を十分に高めた上で、関係漁業者等の理解と協力が得られるまで説明と

協議を尽くすこととし、期限ありきの拙速な取り進めは決して行わないことを求めるとともに、TAC管理を実際に開始する際には、断片的に生物学的な側面のみで資源管理目標や将来予測を一方的に決定することなく、対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、漁家の経営が成立するための、産業としての持続性を考慮・反映したものとすべく、昨年に引き続き要望するものであります。

次に四つ目となりますが、例年行われております、地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援につきまして、昨年に引き続き要望するものであります。

最後に五つ目となりますが、遊漁と漁業の調整等についてであります。この関係につきましては、近年増加傾向にあります遊漁者による釣獲の状況や悪化しているマナーなどの改善について要望するものでありまして、沿岸域等の遊漁者のほか、プレジャーボート、遊漁船を利用する遊漁者などに対し、漁業者の主要な漁獲対象である魚種については、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理する制度を創設するよう要望するものであります。また、遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者・地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築するよう要望するものであります。さらに、利用者が増加傾向にありますミニボート、ゴムボートなどについては、定期的な安全講習の義務化や安全航行のための制度創設、衝突防止のための反射板などの設置を義務化するなど実効性のある対策を実施するよう、昨年に引き続き要望するものであります。

要望事項の説明については以上であります。これら5件の要望につきましては、各海区からの要望を踏まえまして、当連合海区で取りまとめたものであります。

説明については、以上であります。

工藤会長

はい。説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

原口委員

北海道機船漁業組合連合会の原口でございます。ただいまの要望事項の中で1点だけ指摘をさせていただきたいというか、これから年末に向けて事務局から説明のありましたとおり、地先沖合漁業交渉が始まって行くわけですが、ここ1、2年を見ているとロシアの日本での操業が三陸沖で強くて、このロシアの地先協定での操業に反対する勢力

があって、水産庁がずいぶん気にしているところで、我々の要望だけを聞いていただけないという部分が見られるんですね。つきましては、我々はこの日口の地先協定を伝統的に守ってきましたので、この要望がかなり強く水産庁に伝わるようお願いいたします。

工藤会長

はい分かりました。そのように提案してまいりたいと思います。

その他委員の皆様から何かご発言等はありませんか。

三宅委員

栽培公社の三宅と申します。3番目の要望の沿岸資源の適正利用についての項目なのですが、令和5年度のところでは、下から4行目に「対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて、生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い」となっているのが、今年の令和6年度要望では、「最善の科学を用いて、資源評価や将来予測の精度を十分に高めた上で」と、この部分がかなり簡略されているのですが、私が感じるのは、この書き方だと現在水研がおこなっている数値解析主体の方向性が強調されて、十分に科学的だよと言われてしまいそうなんですけども、実際に足りないのは生態の研究であって、生態という言葉は是非残していただきたいなというふうに感じました。以上です。

工藤会長

はい、それでは、「生態」という文言等を入れて修文するようにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

その他委員の皆様から何かご発言等はありませんか。

横内委員

要望させていただいた「遊漁と漁業の調整等について」なのですが、我々の網走管内から要望した要望に至った経過の中では、さけ・ますが主でさけ・ますのことについて要望しているんですよ。ところが要望内容を見ると「漁業者の主要な漁獲対象である魚種に」と一括しているので、これをさけ・ますを主にした表現しなければ我々が要望している趣旨との整合性が無いし、我々はさけ・ますの遊漁に対する要望ですから、もっときちんと表現して欲しいと思います。

工藤会長

はい、それでは、「さけ・ますなど」という文言等を入れて修文するようにさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

その他委員の皆様から何かご発言等はありませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

はい、ご質問等が無いようですので、本件については、当委員会から全漁調連の要望事項として、東日本ブロック会議で提案することよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

はい。ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます

なお、要望事項については、今後、東日本ブロック会議や全漁調連の理事会等において審議されることとなりますが、要望事項としての採択の可否や文言修正が出てくるのが考えられますので、その場合の対応については、私に一任頂くことよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

はい。それではそのように決定させていただきます。

本日の議案については、全て終了いたしました。委員の皆様から何かご発言等はありませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、無いようでございますので、以上を持ちまして、本日の委員会を閉じたいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議を頂き、ありがとうございました。

先ほどいただいた要望事項に対するご意見などについては、反映させ修文させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、水産林務部の皆様にも、公務ご多忙の中、ご臨席賜り、ご説明やご指導をいただき、厚くお礼を申し上げます。

北海道でも、まだ残暑の厳しい日々が続きますが、委員の皆様には、体調管理には、十分にご留意願いたいと思います。

また、浜ではこれから、秋サケ定置など、秋の盛漁期を迎えます。海難事故には、十分注意するよう、浜へのご指導をお願い申し上げます。

最後に、委員各位のご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。本日は、誠にありがとうございました。

(14時35分終了)

以上、委員会の顛末を記録した事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年8月31日

北海道連合海区漁業調整委員会      会 長      工 藤 幸 博

議事録署名委員      三 宅 博 哉

議事録署名委員      福 原 正 純